

大泉町外二町環境衛生施設組合議会会議録

平成 2 7 年第 3 回定例会

(9 月 2 5 日)

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
出席した議会書記	2
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 諸報告	3
日程第4 議案第5号 公平委員会の委員の選任について	3
日程第5 議案第6号 大泉町外二町環境衛生施設組合個人情報保護条例の一部 を改正する条例について	4
日程第6 議案第7号 平成26年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計歳 入歳出決算認定について	6
管理者挨拶	14
閉 会	15

平成 27 年第 3 回大泉町外二町
環境衛生施設組合議会定例会会議録

平成 27 年 9 月 25 日（金曜日）

議事日程

平成 27 年 9 月 25 日（金曜日）午後 2 時 30 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸報告
 - 第 4 議案第 5 号 公平委員会の委員の選任について
 - 第 5 議案第 6 号 大泉町外二町環境衛生施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について
 - 第 6 議案第 7 号 平成 26 年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	福田正司君	2番	河内初光君
3番	浅野正己君	4番	田邊信雄君
5番	青木満君	6番	大賀孝訓君
7番	松島茂喜君	8番	田部井健二君
9番	高橋祐二君	10番	金井茂夫君

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

管理者	村山俊明君	副管理者	金子正一君
副管理者	大谷直之君	副管理者	飯田健君
監査委員	白石正躬君	会計管理者	宮澤康夫君
所長	石井正好君	副所長	檜原康夫君

出席した議会書記

書記長	峯崎平弥	書記	石井美智子
-----	------	----	-------

○開会・開議

午後2時12分開会・開議

◇議長（金井茂夫君） ただいまの出席議員は10名でございます。地方自治法第113条の規定による、定足数に達しておりますので、平成27年第3回大泉町外二町環境衛生施設組合議会定例会は成立いたしました。

これより開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、かねてご通知いたしたとおりでございます。

これより日程に従って、順次議事を進めてまいります。

○日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長（金井茂夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議席3番浅野正己議員、議席4番田邊信雄議員、以上の両議員を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○日程第2 会期の決定

◇議長（金井茂夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議案等を勘案し、本日1日といたすことに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

○日程第3 諸報告

◇議長（金井茂夫君） 日程第3、諸報告を行います。

議会側の諸報告を議長からいたします。

出納検査結果報告について、お手元に配付のとおり、平成26年度5月分及び平成27年度5月分、6月分、7月分の検査結果が監査委員からなされておりますので、報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

○日程第4 議案第5号 公平委員会の委員の選任について

◇議長（金井茂夫君） 日程第4、議案第5号 公平委員会の委員の選任についてを議題といたします。

書記長をして議案を朗読いたさせます。

峯崎書記長。

〔書記長朗読〕

◇議長（金井茂夫君） 提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議案第5号 公平委員会の委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、当組合公平委員会の委員でございます大泉町から推薦されておりました委員高木雅士氏が平成27年7月16日をもって、一身上の都合により辞職されたことに伴い、後任の委員として青木和延氏を選任いたしたく、提案する次第でございます。

青木氏は、民間企業の取締役社長の傍ら群馬県産業技術センター評議員、群馬県立女子大学非常勤講師、群馬県生産性本部の副会長を務め、大泉町公平委員の要職に就任されており、人格高潔でかつ民主的であり、人事行政に関しましても幅広い識見を有しておりますので、当組合公平委員として適任であると存じます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（金井茂夫君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第5号を提案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金井茂夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇

○日程第5 議案第6号 大泉町外二町環境衛生施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について

◇議長（金井茂夫君） 日程第5、議案第6号 大泉町外二町環境衛生施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記長をして議案を朗読いたさせます。

峯崎書記長。

〔書記長朗読〕

◇議長（金井茂夫君） 提案者からの説明を求めます。
村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議案第6号 大泉町外二町環境衛生施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨を踏まえ、本組合において保有する特定個人情報について、適正な取り扱いを確保するため、必要な規定の整備を行いたく、所要の改正を提案する次第でございます。

詳細につきましては、所長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（金井茂夫君） 石井所長。

〔所長 石井正好君発言〕

◇所長（石井正好君） 命によりまして議案第6号の詳細説明を申し上げます。

議案書とあわせまして参考資料をごらんいただきたいと存じます。

第2条につきましては、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報についての定義を追加するものでございます。

特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報のことで、情報提供等記録とは、情報提供ネットワークシステムを使用しての特定個人情報の照会や提供の記録のことでございます。

次に、保有特定個人情報とは、職員が作成または取得した特定個人情報で、組織的に利用するために行政機関が保有しているもののことでございます。

なお、附則といたしましては、本条例の施行期日を平成27年10月5日とし、第2条第6号については、番号法附則第1条第5号に定める日からとするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

◇議長（金井茂夫君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第6号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金井茂夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第7号 平成26年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について

◇議長（金井茂夫君） 日程第6、議案第7号 平成26年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

書記長をして議案を朗読いたさせます。

峯崎書記長。

〔書記長朗読〕

◇議長（金井茂夫君） 提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議案第7号 平成26年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

決算の概要といたしましては、予算現額9億9,745万円に対し、歳入総額は9億9,982万2,897円、歳出総額は、9億6,735万4,897円。歳入歳出差引残額3,246万8,000円の黒字決算でございます。

初めに、歳入でございますが、構成三町からの負担金が7億8,384万7,000円、歳入に占める割合は78.4%、使用料及び手数料は1億286万810円、10.3%、その他繰越金、繰入金等によりまして財源の確保を図った次第でございます。

歳出につきましては、斎場施設、ごみ焼却処理施設、最終処分場施設の運転管理委託と施設の維持管理及びごみの収集業務などがございます。組合事業の円滑な運営を図りながら、ごみの適正な処理とともに、経費の節減に努めてまいりました。

詳細につきましては、所長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（金井茂夫君） 石井所長。

〔所長 石井正好君発言〕

◇所長（石井正好君） 命によりまして議案第7号の詳細説明を申し上げます。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

決算書の事項別明細書5、6ページをごらんいただきたいと存じます。

第1款分担金及び負担金につきましては、構成三町からの負担金でございまして、町別負担割合といたしましては、大泉町56.1%、邑楽町24.6%、千代田町19.3%でございます。

第2款第1項使用料でございますが、斎場使用料といたしまして、管外の火葬、告別式、通夜、そして小動物の火葬等の使用料でございます。

第2項手数料につきましては、ごみ処理手数料といたしまして、事業所などから搬入された一般廃棄物を処理するための手数料などがございます。

次のページをお願いいたします。

第3款第1項国庫補助金につきましては、放射性物質汚染対策特別措置法に基づく廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございます。

第4款第1項財産運用収入につきましては、基金預金利子でございます。

第2項財産売払収入につきましては、塵芥収集自動車売払収入でございます。

第5款第1項基金繰入金につきましては、環境衛生施設整備事業基金からの繰入金でございます。

第6款第1項繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。

次のページをお開きください。

第7款第1項組合預金利子につきましては、歳計現金の預金利子でございます。

第2項雑入につきましては、主なものといたしまして、不要鉄売却代等でございます。

以上、歳入合計といたしまして9億9,982万2,897円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。

第1款第1項議会費につきましては、議会運営に要した経費でございます。

次のページをお願いいたします。

第2款第1項総務管理費でございますが、第1目一般管理費につきましては、主に職員人件費のほか総務管理に要した経費でございます。

次のページをお願いいたします。

第2目公平委員会費につきましては、記載のとおりでございます。

第3目環境衛生施設整備事業基金費につきましては、4,644万1,000円の積み立てを行いまして、基金の決算年度末現在高は1億4,500万円でございます。

第2項監査委員費につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第3款第1項保健衛生費につきましては、斎場に係る経費でございますが、職員人件費と火葬など斎場の管理運営に要した費用でございます。

主な内容を申し上げますと、第11節需用費につきましては、燃料費及び光熱水費等が主なものでございます。

第13節委託料につきましては、建物清掃委託料、火葬業務等管理委託料及び樹木等年間管理委託料などがございます。

第15節工事請負費につきましては、火葬炉設備補修工事、式場棟屋上防水改修工事等でございます。

21、22ページをお開きください。

第4款第1項ごみ処理費、第1目のごみ処理費につきましては、職員人件費のほか、ごみ処理施設の管理運営に要した経費でございます。

主な内容を申し上げますと、第11節需用費につきましては、消耗品費といたしまして、有害物質除去のための薬品購入費、光熱水費、焼却処理施設の設備等の修繕料等でございます。

第13節委託料につきましては、焼却処理施設の運転管理委託料及び焼却処理施設の設備保守点検委託料等でございます。

第15節工事請負費につきましては、次のページとなりますが、1・2号炉ストーカ設備火格子取替及び反応集じん装置整備工事、燃焼室耐火物補修工事、1号炉ガス冷却室中間部等耐火物補修工事等でございます。

第2目最終処分場施設費でございますが、第11節需用費につきましては、処分場内の水処理に係る光熱水費や薬品代及び機器の修繕料などでございます。

第13節委託料につきましては、水処理施設等運転管理委託料、次のページとなりますが、水質の分析委託料、各設備の点検委託料などでございます。

第15節工事請負費につきましては、脱塩装置透析槽膜等交換工事、蒸発乾燥装置サイクロンフィン等交換工事等の設備関係工事及び埋立地内の覆土工事等でございます。

第2項ごみ収集費でございますが、大泉町及び千代田町地域内の可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集運搬業務委託料等でございます。

次のページをお開きください。

第5款諸支出金、第6款予備費につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額3,246万8,000円が実質収支額となった次第でございます。

30ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございますが、1の公有財産につきましては、最終処分場の地積を邑楽町固定資産課税台帳と差異がございましたので、修正するために13.47㎡減するものでございます。

2の物品につきましては、ごみ収集車を売却したため1台減となりました。

3、基金につきましては、決算年度末現在高1億4,500万円でございます。

次のページにつきましては、性質別歳出入訳表でございますが、記載のとおりでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

◇議長（金井茂夫君） ここで、白石正躬監査委員から決算審査について報告をお願いいたします。

白石正躬監査委員。

〔監査委員 白石正躬君発言〕

◇監査委員（白石正躬君） 監査委員の白石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速でございますが、平成26年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計及び基金の運用状況について審査を行いましたので、概要と結果を報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成26年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算及び平成26年度大泉町外二町環境衛生施設組合基金の運用状況を、去る8月26日、清掃センター2階会議室において、松島茂喜監査委員とともに審査を実施いたしました。

結果は、平成26年度決算審査意見書としてお手元に配付されていると思いますが、読み上げさせていただきます。

平成26年度決算審査意見書。

1、審査の方法。

一般会計歳入歳出全般にわたり例月出納検査表と決算書の照合を行い、次いで収入支出済額を決算書、関係帳簿及び証拠書類を照合することにより審査をいたしました。基金については、それぞれ証書と決算書記載の金額とを照合し、確認をいたしました。

2、財政の状況について。

平成26年度の決算の状況は、予算総額9億9,745万円に対し、歳入総額は9億9,982万2,897円、執行率は100.2%でありました。歳出総額は9億6,735万4,897円、執行率は97.0%。歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は3,246万8,000円の黒字決算となりました。

歳入決算については、調定額どおり収入が確保されておりました。

また、歳出決算については、各施設の計画的な保守点検、補修、維持管理及び業務の委託等、構成三町の厳しい財政状況を踏まえ、経費の節減に努めるなど、適正に執行しているものと認めます。

なお、基金の運用状況についても、適正に処理されておりました。

3、事業の執行について。

構成三町の可燃ごみの処理量は、年間2万8,948トン、前年度対比103.0%でありました。内訳をみますと、一般家庭は12トンの増加でしたが、事業者からの搬入は840トン増加し、全体として852トンの増となりました。地球温暖化防止のためにも、三町及び住民並びに事業者の協力を得ながら、ごみの減量化を強く望みます。

なお、清掃センターにおいては、ごみの収集業務及びごみ処理施設の運転管理、さらに焼却灰等の埋め立てによる最終処分まで、その業務処理は円滑になされておりました。

また、不用となった塵芥収集車を売却し収入確保に努め、さらに、各施設の運転管理委託等に長期

継続契約を導入し、委託金額が抑えられたことは評価をいたします。

4、施設の保守管理について。

焼却処理施設については、建設後23年を経過し、設備の腐食など劣化が見られましたが、定期的な保守点検や補修がなされ、維持管理が適切に行われておりました。

斎場施設においても、建設後34年を経過しておりますが、定期的な補修とあわせ、要望のあった火葬炉の大型化は1号火葬炉が施工されるなど、維持管理は良好であると認めます。

最終処分場施設についても、建設後18年を経過し、経年劣化による機器の不具合について適切な修繕を実施するなど、維持管理に努めておりました。

今後も、各施設において、長期計画に基づいて定期的に保守点検や修繕等を行い、効率的かつ安定的な維持管理に努め、引き続き構成三町の環境保全に貢献していくことを望みます。

以上のとおり意見を述べましたが、財政は総じて健全な運営がなされており、適切な予算執行に努力されたものと認めるものであります。

平成27年8月26日、大泉町外二町環境衛生施設組合監査委員、白石正躬、同じく松島茂喜。

以上でございます。

◇議長（金井茂夫君） 以上で決算に関する説明が終わりました。

これより本案の審議に入りますが、本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

直ちに質疑を行います。

浅野議員。

◇3番（浅野正己君） 議席3番、大泉町の浅野です。よろしく願いいたします。

それでは、詳細説明をお受けしたところで、何点か質問をさせていただきます。

まず最初に、決算書12ページ、議会費の中で質問をさせていただきます。

実績の中では5ページから6ページにかけての内容かと思いますが、ちょっと内容的にはこれをお聞きするのはどうかと思いますけれども、委託料、8万9,910円ということは、去年、25年度の決算から見ますと、約半額強の出費ということで、6万8,377円の減額ということでもあります。実績を見させていただきますと、26年度は定例会が2回、その前の25年度は定例会と臨時会が各2回あったということで、その数が少なくなっているため決算額は抑えられたものと思っておりますけれども、実績報告書の中で出てきていますのは、決算と予算のみの実績報告ということで、ちょっとわかりにくいということがございます。その中で、25年度から26年度にかけて当施設組合議会としては、ごみ処理施設の一市三町広域事業化に向けた重要な時期であったと思います。その点で、

先ほど執行部との議会合同の視察があったということでご説明受けましたので、あったというのであれば、ここにちょっと載っていないのがわかりづらい。また、今そういう広域化に向けた大事な時期で、26年度の議会としてどのような視察内容で、当議会が直面しております問題とどのような視察効果があったと思われるかお聞きいたします。

◇議長（金井茂夫君） 石井所長。

◇所長（石井正好君） 浅野議員さんの質問にお答えいたします。

行政実績のほうでは、記載が議会の中ではございませんでしたが、実績の中では……。

◇3番（浅野正己君） 17ページ。

◇所長（石井正好君） 17ページにございます旅費の中で、10月28日に執行部議会合同先進地視察ということで行いまして、これは、茨城県にございますひたちなか市のひたちなか・東海クリーンセンターを視察させていただきました。ここでは現在、一市三町で検討しておりますごみ処理と大体同じような規模と、それから同じような仕様ということで、大変参考になる施設でございます。また今年度につきましても、議員さんの視察も検討しているところでございます。

以上でございます。

◇議長（金井茂夫君） 浅野議員。

◇3番（浅野正己君） 非常に重要な時期で、確かに視察に行っていたということ、内容的には、一市三町が直面している同じ規模の施設を視察されたということでございます。見てきたところは今後つくる施設を本議会、また一市三町としてどうなるかというようなことで視察された内容だったのかなというふうに感じております。特に、この今回の一市三町の広域化の問題、これは本当に、申し上げますと、大泉町、邑楽町、千代田町さんの町民の方というのは有料化になるであろうと私は想定しているんですけども、そういう中で、有料化になれていないということで、こういうところの問題解決にどのようなことのようなことの視察も非常に重要ではないかと、町民の方にやっぱり我々はそれをきちんと説明して納得していただくという責務がございますので、そういう意味での、こういう問題があったけれどもこういう形で住民の方を説得して成立にこぎつけたんだよという、そういうようなところをしっかりと視察を今後はしていきたいと思っております。この件について終わらせていただきます。ありがとうございました。

引き続きまして、決算書の14ページ、ちょっと細かい話になって申しわけございませんけれども、下から4行目にありますAED借用料というのがございます。これは、前年度から比べますと5,652円借用料が増額になっております。私が調べて、ちょっと私の町のことを申しては大変恐縮ではございますけれども、その中で、上がっているところもあるし下がっているところもありますけれども、上がっているところでも最高で、ちょっと私の調べた中では1,908円、逆に下がっているところは3,276円契約料が下がっているという中で、今回非常に一段とんと飛び抜けた5,652円の借用料が増額になった理由についてお示しを願いたいと思っております。

◇議長（金井茂夫君） 石井所長。

◇所長（石井正好君） ご質問にお答えいたします。

AEDにつきましては、5年間のリースで借り上げておりますが、前年度につきましてはその更新時期でございました。今回増額となった理由でございますが、清掃センターにつきましては、毎年三町管内の小学生4年生が見学を訪れます。今までのAEDにつきましては大人用でございましたので、小学生にも対応できる機種変更をしたために増額となりました。

以上でございます。

◇議長（金井茂夫君） 浅野議員。

◇3番（浅野正己君） 普通の更新とは違って、子供にも安心して使えるような機種変更があつての今回増額だったということで、そういうことであれば納得ということで、了承させていただきます。ありがとうございます。

続いて、18ページ、斎場費の中で、11節需用費、修繕料は、去年と比べて150万円ほどの増額となっております。この修繕料とはどのようなもので、このプラスになった要因についてお示しを願いたいと思います。

◇議長（金井茂夫君） 石井所長。

◇所長（石井正好君） ご質問にお答えいたします。

斎場施設につきましては34年が経過してることから、突発的な故障もありますので、毎年緊急修繕として100万円程度予算化しております。平成26年度につきましては、そのほかに待合棟と火葬棟の天井及び内壁の全面塗装を計上しましたので、その分が主なもので、その他といたしましては、火葬炉の冷却用のモーター交換、それから火葬炉の自動扉の修理、休憩室の畳の交換等でございます。

以上でございます。

◇議長（金井茂夫君） 浅野議員。

◇3番（浅野正己君） 34年が経過している中で、そういう突発的な補修、修繕が必要だったということで、これも34年たっている中では必要なことかなと。わかりました。理解させていただきます。

どんどん行かせていただきます。

同じく18ページお願いいたします。

実績では15ページ上段に載っておるかと思いますが、工事請負費の火葬炉設備補修工事、先ほども説明もありました。25年度、さらに26年度ともに、1,100万ほどかけて火葬炉の補修をされていますが、その内容と耐用年数に係る関連について、どのようになっているのかお聞きいたします。

◇議長（金井茂夫君） 石井所長。

◇所長（石井正好君） まず、耐用年数の関係でございますが、火葬炉につきましては、耐用年数は16年ということをやうたわれております。それから、式場棟、それから火葬棟の建物につきましては38年ということのようでございます。それから、火葬炉につきましてはもう34年、先ほど申しましたけれども、老朽化がひどいということで、施設の維持管理の長期計画を立てまして、施設の延命化を図ってまいりました。平成25年、26年、27年の3カ年をかけて大がかりな工事をしてまいりました。平成25年度につきましては、工事の内容といたしましては、2号火葬炉の耐火物の補修と炉内を監視する制御盤の交換工事等でございます。それから平成26年度につきましては、1号炉の大型化による耐火物の補修工事と制御盤工事、それから動物炉の耐火物の補修工事などでございます。

以上でございます。

◇議長（金井茂夫君） 浅野議員。

◇3番（浅野正己君） 建物が38年、一応耐用年数、もたせればもつともつと思いますけれども、その中で、火葬炉は非常に耐用年数が短いということで、その順次その対応が必要だと。対応することによって建物と同じく長く使えるということで、これは非常にそういう意味では毎年必要な費用ということで、延命化を図っていくという。先ほども、監査委員さんからの意見書の中にもこれはたしかあったお言葉ということで、簡単には建てかえができない建物でございますので、そういう施設をメンテナンスしているものであるということで、認識させていただきました。

それでは、最後になりますけれども、26ページ、最終処分場関連でお聞きいたします。

最終処分場施設費の終わりのところで、第1期から第3期南側埋立地内覆土工事ということでございます。埋め立てを覆土で覆っていくという。南側部分を埋め立て、今どのくらいまで埋め立てが進行しているのかと、ほかに、私の認識ですと、平成9年からあの埋め立てが始まっていると思います。初期の話を私いろんな方から聞いた中で、半分が終わったときに、今の野球場になっている施設の土を覆土として最終的に使用して埋め立てて、そっちへグラウンドを移して、残りの半分で最終処分場としてまだ使えるというような内容で、先人からお聞きした記憶がございますけれども、そのほかは今どのくらい埋まっていったのかと、その今の2間についてお示しいただければと思います。

◇議長（金井茂夫君） 石井所長。

◇所長（石井正好君） 質問にお答えいたします。

埋め立て量につきましては、行政実績の32ページにもございますが、平成26年度末累計でございますが、覆土を含めて7万8,714.5立米でございますので、全体、当初の計画は15万立米でございますので、埋め立て量の率につきましては、52.5%埋まっているということでございます。

運動場につきましては、地元の関連施設ということで、地域の方にご利用されておりますところでございますが、新たな埋め立てをするには地元の地権者、それから地元の住民の了解を得なくてはな

らない、また一市三町での新たな焼却灰を搬入するという結論にも達しておりませんので、今後どうするかというのは、ちょっとこれはお答えはできない状態でございます。

以上です。

◇議長（金井茂夫君） 浅野議員。

◇3番（浅野正己君） 確かに、これはちょっとデリケートな質問で、大変申しわけないと思いますけれども、私の個人的な見解でいきますと、先人の方にお聞きした内容ではそういうことで、あくまでそこは最終処分場として購入した区画エリアであるということ、そういうことでいずれはあと残り半分も使えるんで、そのためにきちんとした構築物はつくらずに、照明灯とかベンチ、その回りに軽く木を植えてあるだけで、いつでも使えるような状態としてあるんだよというようなお話を聞いた覚えがあります。その辺のところはぜひ建設当時、この所長さんと横山町長さんの時代のお話かとは思いますが。契約書はどうなっているのか、またそのころの議会のいろんな議員の方々がやりとりした議事録等も参考にさせていただきながら、大切な土地のことでございますので、有効に使えるように精査をお願いしたいということで、これは終わらせていただきます。

以上で終わります。

◇議長（金井茂夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第7号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金井茂夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○管理者挨拶

◇議長（金井茂夫君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、私どもでご提案いたしました議案に対し、深いご理解のもと原案どおりご決定、ご同意を

賜り、まことにありがとうございました。

さて、当組合で管理しておりますごみ処理施設につきましては、建設後23年が経過し、老朽化が著しく、定期的な補修工事のほかにも突発的な故障による修繕も多くなってきているのが現状であります。

過日、焼却炉が1週間運転停止するトラブルが発生いたしました。これは、可燃ごみの中にワイヤーなどの金属が混入し、灰を押し出す機械に絡まってしまい、簡単に取り出せなかったためでございます。ごみの分別は、一番基本的なマナーであると認識しております。ごみの持ち出しにつきましては、構成三町とも連携して、分別の徹底を周知してまいりたいと存じます。

ごみの適正処理には、施設的良好な維持管理と安定的な運転が必要でございます。当組合といたしましても、監査委員さんのご意見にもございましたとおり、施設の適正管理に努めながら地域の環境保全に貢献してまいりたいと存じます。

議員皆様におかれましても、そうした状況を十分ご理解いただき、特段のご指導とご協力をお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



○閉 会

◇議長（金井茂夫君） これをもちまして、平成27年第3回大泉町外二町環境衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大泉町外二町環境衛生
施設組合議会議長

金 井 茂 夫

大泉町外二町環境衛生
施設組合議会議員

浅 野 正 己

大泉町外二町環境衛生
施設組合議会議員

田 邊 信 雄